

## 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.~>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	競技力向上・広報マーケティング・医科学アンチドーピング・ガバナンス等、それぞれの分野ごとに中長期計画を策定している。 策定した計画については公式ホームページでの公表している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a> 理事会・メール・オンライン会議を実施し、幅広く意見交換を行っている。確認、見直し課題について、検討し改善に努めている。	・ 令和2年度事業計画 ・ 議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	委員会体制を導入し、委員会と担当者はホームページで開示している。 役員に対しても定期的に、ガバナンスを行っている。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	会計年度ごとに計画を策定している。 策定した計画については公式ホームページでの公表している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a> メール理事会・オンライン会議・オンライン理事会を実施し事業計画内容の確認、見直しに伴う予算計画の修正等を行っている。課題について、検討し改善に努めている。 財源の多様性の確保等、自己財源の充実に努めている。	・ 令和2年度予算書 ・ 書面社員総会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	監事・コンプライアンス委員会外部から確保できている。外部理事（25%）および外部女性理事の確保について前向きに検討する。 役員12名の中、女性理事は4名であり目標割合（40%以上）に達成はしているが、2021年度検討する。	・役員名簿 ・委員会名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は一般社団法人であり、評議員は置いていない。 当協会登録団体より社員（旧：評議委員）34名で構成している。 2021年度女性社員も含め検討する。	・社員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	委員会のありかた等を理事会で検討する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	役員名簿および組織図の記載のとおり、理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事を配置している。さらに議論の質向上をはかる。	・役員名簿 ・組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在理事の年齢制限は設けていないが、今後検討する。理事の高齢化に伴い、人材を計画的に育成していく必要性を感じている。 役員選任に関する規程等について、今後理事会で検討する。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	一般社団法人法に基づき、2年に1度の役員改正を行っている。 10年を超える在任について、現在は上限を設けていないが、役員選任に関する規程等の整備を検討する。  【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	・定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補選考委員会等の整備はしていない。 役員及び社員への役員候補者推薦書の提出を依頼し、候補者は社員総会にて選任決定とする。 今後は、役員候補者選考委員会の設置について検討する。	・ 役員候補者推薦書
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	必要な規程等については公式ホームページでの公表している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a> 倫理規程を2021年度より整備する。	・ 定款 ・ 倫理規程（2021年度制定） ・ 役員名簿 ・ 組織図
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	一般的な規程等については公式ホームページでの公表している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a> 倫理規程・事務局規程・旅費規程・謝金規程については、現在改正案を検討中である。	・ 定款 ・ 医科学・アンチドーピング委員会規程 ・ 国内大会委員会規程 ・ 組合せ委員会規程 ・ 普及委員会規程 ・ 広報・マーケティング委員会規程 ・ 選考委員会規程 ・ 強化委員会規程 ・ 事務局規程 ・ 旅費規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	組織運営に必要な規程については公式ホームページ公開している。 文書取扱規程・リスク管理規程については、2021年度整備に向けて検討する。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	・ 不服申立規程 ・ 苦情処理ガイドライン
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	組織運営に必要な規程等については公式ホームページ公開している。 旅費規程・事務局規程については現在改正案を検討中である。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	・ 旅費規程 ・ 事務局規程 ・ 旅費規程（改正案） ・ 事務局規程（改正案）
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理規程等は、現在整備していない。2021年度整備に向けて検討する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	組織運営に必要な規程については公式ホームページ公開している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	・ 広報・マーケティング委員会規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の選考・権利保護に関する規程等については公式ホームページ公開している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	※強化委員会規程 ※選考委員会規程 ・ 日本代表公式ユニホーム着用に関する規程 ・ 国際大会派遣選手選考規程 ・ 強化指定選手規程 ・ 強化指定選手基準 ・ 次世代育成選手規程 ・ 国際大会・国内大会帯同母体スタッフ規程 ドーピング禁止規定
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判規程等は、現在整備していない。 委員会も含め、ありかた等を理事会で検討する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士・税理士・社労士への相談ルートを確認し日常的に相談や問い合わせができる体制とっている。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2019度より整備し、コンプライアンス強化を図る為、実施状況を把握、継続的に実施している。現在、女性の構成員は配置していない為、今後検討し改善する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会規程</li> <li>・委員会名簿</li> </ul>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	弁護士、税理士、社労士を配置している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会名簿</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コロナウイルス感染拡大により、オンラインでの開催に向け調整している。年内に1回行う。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	コロナウイルス感染拡大により、オンラインで行っている。	・選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	協会として審判員を置いていないため実施していない。大会開催地の卓球協会へ審判の委託をしている。	



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	専門家のサポート（パラサポートセンターバックオフィス）を日常的に適否について検証を行っている。 専門家による（税理士）サポートを定期的にうける体制を構築している。	・バックオフィス契約書
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査については、可能な限り実施している。	・役員名簿
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	ガイドライン等を遵守するための業務サイクルを確立している。 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査については、可能な限り実施している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報については公式ホームページ公開している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算報告</li> <li>・収支予算書</li> <li>・監査報告</li> </ul>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考等の情報については公式ホームページ公開している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化委員会規程</li> <li>・選考委員会規程</li> <li>・国際大会派遣選手選考規程</li> <li>・強化指定選手規程</li> <li>・強化指定選手基準</li> </ul>
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	情報の公開については、2021年度整備に向けて検討する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約については、客観性に透明性をもって慎重に検証を行っている。 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	・ 倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを作成している。	・ 倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	1) 通報窓口について、公式ホームページ等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>  (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理をしている。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	・ 苦情処理ガイドライン

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 弁護士、税理士の有識者を中心に整備している。	・ コンプライアンス委員会規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容を規程等によって定めている。 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容等の規程を公式ホームページで開示している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>  処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることをコンプライアンス委員会規程等に定めている。	・ 懲罰規程 ・ コンプライアンス委員会規程 ・ 不服申立規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有するコンプライアンス委員会があたる。	・ 懲罰規程 ・ コンプライアンス委員会規程 ・ 不服申立規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう不服申立規程に定めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲罰規程</li> <li>・ 不服申立規程</li> </ul>
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能であることを不服申立規程に定め、公式ホームページで開示している。 <a href="https://jptta.or.jp/">https://jptta.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲罰規程</li> <li>・ 不服申立規程</li> </ul>
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当協会は現在整備していない為、2021年度整備に向け調整を行う。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制をコンプライアンス委員会に定めている。	・コンプライアンス委員会規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理及び不祥事対応としてコンプライアンス委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。	・コンプライアンス委員会規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織がないため方針等を定めていない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織がないため方針等を定めていない。	